

新潟市営住宅家賃の減免及び徴収猶予に関する要綱

(昭和61年4月1日施行)

改正 平成17年10月10日

改正 平成24年11月1日

改正 平成25年8月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和4年12月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号。以下「条例」という。）第18条及び新潟市営住宅条例施行規則（平成9年新潟市規則第22号。以下「条例施行規則」という。）第15条第1項に規定する家賃の減免及び徴収猶予に関して必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に家賃の減免をすることができる。

この場合において、減額を必要とする期間が長期にわたると認められる場合、又は減額の期間が長期にわたった場合は、低家賃住宅への住み替えを指導するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下同じ）に規定する住宅扶助を受けていない世帯又は「住宅手当緊急特別措置事業の実施について」（平成21年7月9日社援発0709第7号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「住宅手当緊急特別措置事業実施要領」の規定に基づく住宅手当が支給されていない世帯において、次のいずれかに該当する場合

ア 生活保護法の規定に基づき算定した世帯の収入が、当該世帯の生活保護基準に満たない場合

イ 入居者の世帯が、天災及び火災により家財（家内にある家財に限る。）に著しい損

害をうけた場合

(2) 生活保護法に規定する住宅扶助を受けている世帯で、次のいずれかに該当する場合

ア 家賃の額が住宅扶助の基準額を超えた場合

イ 長期入院のため住宅扶助が停止された場合

(3) その他市長が前各号に準ずる特別な事情があると認めた場合

(減免の額)

第3条 前条の規定に該当する場合の家賃の減免額は、次の表の左欄に掲げる該当区分に応じ同表の右欄に定める額とする。

該 当 区 分	減 免 額
(1) 前条第1号ア	<p>公営住宅法施行令第2条第2項の表上欄に定める入居者の収入の区分のうち最も低い区分に対応する額を家賃算定基礎額として算出した家賃を用い、次の計算方法で算出した数（小数第3位以下は切り捨てして、0.5を超えるときは、0.5とする）を乗じた額</p> <p>ただし、この要綱を適用する前の家賃が減免額の算定に用いる家賃の額を超えている場合は、その差額を加えた額とする。</p> $1 - \frac{\text{世帯の収入}}{\text{世帯の生活保護基準額}}$
(2) 前条第1号イ	<p>家財全体における損害の割合に応じて定める範囲内の額</p> <p>ただし、損害保険金等で補てんされる家財は、減免の対象外とし、入居者の世帯の責に帰する過失並びに故意による災害の場合は、減免の対象としない。</p>
損害の割合が50%未満	家賃の2分の1の額
損害の割合が50%以上	家賃の全額

(3) 前条第2号ア	家賃から住宅扶助を差し引いた額
(4) 前条第2号イ	家賃の全額
(5) 前条第3号	市長が定める額

2 前項の規定により算出した減免額に100円未満の端数がある場合、又はその全額が100円未満である場合は、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる。

3 前条に規定する減免基準の複数に該当する場合は、前2項の規定により算出した減免額が最も多額となるものを適用するものとする。

(家賃の徴収猶予)

第4条 第2条の規定に該当する場合であっても、家賃の支払能力が6か月以内に回復すると認められる場合は、家賃の徴収を猶予するものとする。この場合は家賃の減額をしない。

(減免及び徴収猶予の期間)

第5条 家賃を減免又は徴収猶予(以下「減免等」という。)することのできる期間は、次のとおりとする。

(1) 減免 第6条に規定する申請書を受理した日の属する月の翌月分から、月を単位として当該受理した日の属する年度内

ただし、当該受理した日が4月又は入居可能日の属する月の場合は、当該受理した日の属する月の当月分から、月を単位として当該受理した日の属する年度内

(2) 徴収猶予 第6条に規定する申請書を受理した日の属する月の翌月分から、月を単位として当該受理した日の属する年度内6か月

2 減免等は、必要に応じて再申請することができる。

(申請手続)

第6条 家賃の減免等を受けようとする者は、条例施行規則第15条第1項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 収入を証する書類

(2) 収入減少、生活困窮等の原因となる事実を証する書類

(3) その他市長が必要と認め指示する書類

(原因消滅等の届出義務)

第7条 減免等の承認期間中に承認原因となる事実に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(減免等の取消)

第8条 市長は、減免等を受けている入居者が次のいずれかに該当する場合は、減免等を取消すものとする。

(1) 第6条に規定する申請書類に事実と異なる虚偽の記載をし、その他不正の行為により減免等を受けた場合

(2) 前条に規定する届出義務を怠った場合

(3) 条例第30条に規定する禁止行為をした場合

(4) 条例第31条第1項第1号から同項第4号に規定する明渡請求の対象となる行為を行った場合

(適用除外)

第9条 公営住宅法、条例、条例施行規則その他関係諸規定に違反する者には原則として家賃の減免等をしない。

(その他)

第10条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 0 月 3 1 日から施行する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 1 6 年度分に限り、第 6 条の規定によってなされた減免の申請について、第 2 条第 1 号アにおける世帯の収入を算定する際、当該世帯に 6 5 歳以上の老年者があるときは、その老年者の収入金額から 5 0 万円（その老年者の収入金額が 5 0 万円未満である場合には当該収入金額）を控除して行うものとする。

(合併に伴う特例)

3 新津市及び小須戸町の編入の際、現に新津市市営住宅条例（平成 9 年新津市条例第 3 7 号）又は小須戸町町営住宅条例（平成 9 年小須戸町条例第 1 7 号）の規定により市営住宅又は町営住宅に入居し、かつ、家賃の減免を受けている者の平成 1 7 年度分から平成 1 9 年度分までの家賃の減免を算定するときは、この要綱の規定により算出したその者の家賃の減免率が、編入前に用いていた基準（以下「旧減免基準」という。）により算出したその者の家賃の減免率を下まわるときは、旧減免基準によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 1 5 号）の規定によ

り市営住宅に現に入居しているものについて、平成17年度分及び平成18年度分に限
り、第6条の規定によってなされた減免の申請について、第2条第1号アにおける世帯
の収入を算定する際、当該世帯に65歳以上の老年者がいるときは、その老年者の収入
金額から次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める額（その老年者
の収入金額が同表の右欄に定める額未満である場合には当該収入金額）を控除して行
うものとする。

年度の区分	控除する額
平成17年度	30万円
平成18年度	15万円

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年10月10日から施行する。

（合併に伴う特例）

- 2 巻町の編入の際、現に巻町営住宅条例（平成9年巻町条例第41号）の規定により町
営住宅に入居し、かつ、家賃の減免を受けている者の平成17年度分から平成20年度
分までの家賃の減免を算定するときは、この要綱の規定により算出したその者の家賃の
減免率が、編入前に用いていた基準（以下「旧減免基準」という。）により算出したその
者の家賃の減免率を下まわるときは、旧減免基準によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

（平成25年の生活保護基準引き下げに伴う特例）

- 2 平成25年度分に関し、第2条及び第3条の生活保護基準については「生活保護法（昭

和 25 年法律第 144 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示第 158 号) の一部を次のように改正し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。」(平成 25 年 5 月 16 日付け 厚生労働省告示第 174 号) による引き下げ前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年の生活保護基準引き下げに伴う特例)

2 平成 26 年度分に限り、第 2 条及び第 3 条の生活保護基準については「生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示第 158 号) の一部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。」(平成 26 年 3 月 31 日付け 厚生労働省告示第 136 号) による引き下げ前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 27 年の生活保護基準引き下げに伴う特例)

2 この要綱の施行の日以後、第 2 条及び第 3 条の生活保護基準については「生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示第 158 号) の一部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。」(平成 26 年 3 月 31 日付け 厚生労働省告示第 136 号) による引き下げ前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(県営住宅の一部移管に伴う特例)

2 新潟県営住宅の一部移管の際現に新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の規定により、県営汐見台住宅、県営小針住宅、県営小針西住宅、県営小針ヶ丘住宅、県営石山第一住宅、県営石山第二住宅及び県営藤見町住宅に入居しているもの（以下「移管時入居者」という。）のこの要綱の規定により算出した家賃減免額（以下「市減免額」という。）が移管前に用いていた規定により算出される家賃減免額（以下「県減免額」という。）を下回る場合の家賃減免額は、平成28年度から平成30年度までに限り、県減免額とする。

3 この要綱の規定により算出した移管時入居者の市減免額が県減免額を下回る場合は、平成31年度から平成34年度までに限り、県減免額から市減免額を控除した額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に市減免額を加えた額とする。

年度の区分	負担調整率
平成31年度	0.8
平成32年度	0.6
平成33年度	0.4
平成34年度	0.2

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。